

政令第 号

物資の流通の効率化に関する法律施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行に伴い、及び物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第七十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部改正）

第一条 物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四条第十七号ホ」を「第四条第五号ホ」に改め、同条第二項中「第四条第十七号チ」を「第四条第五号チ」に改める。

第二条第二号中「の倉庫業」を「に規定する倉庫業」に改め、同条第三号中「同条第十七号」を「同条第五号」に改める。

第五条第一項中「第三十条第一号」を「第二十九条の二第一号」に改め、同項第一号中「第三十条第六号」を「第三十条第四号」に改める。

第六条第二項中「第三十条第八号」を「第三十条第六号」に改める。

第七条第一項中「第三十条第二号」を「第二十九条の二第一号」に改め、同条第二項中「第三十条第九号」を「第三十条第七号」に改める。

第十二条第二項ただし書中「第四条第五号」を「第四条第四号」に改め、同項第一号口中「第四条第十号」を「第四条第六号」に改める。

第十四条第一項中「第四条第十四号」を「第六条第四項第八号」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第三十条第七号」を「第三十条第五号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 法第二十九条の六第一項、同条第五項から第八項まで（これらの規定を法第二十九条の七第三項において準用する場合を含む。）並びに法第二十九条の七第一項及び第二項並びに第二十九条の十三の規定による国土交通大臣の権限（一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される法第二十九条の二第

二号に規定する貨物自動車中継輸送事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ハ中「第四条第十七号」を「第四条第五号」に改める。

附 則

この政令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

理 由

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国土交通大臣に属することとなる貨物自動車中継輸送実施計画の認定等に関する権限を地方運輸局長に委任する等の必要があるからである。